

## 社会福祉施設等災害復旧費の国庫補助の概要について

対象施設、補助率（定率）等

対象施設	設置根拠	設置者	補助事業実施者	補助率（1）	
				（県補助）	県補助のうちの国庫補助率
老人デイサービスセンター	老人福祉法第15条第2項	市町村	県	3/4	2/3
		社会福祉法人	県又は中核市	3/4	2/3
老人短期入所施設	老人福祉法第15条第2項	市町村	県	3/4	2/3
		社会福祉法人	県又は中核市	3/4	2/3
養護老人ホーム 特別養護老人ホーム	老人福祉法第15条第3項又は第4項	市町村	県	3/4	2/3
		社会福祉法人	県又は中核市	3/4	2/3
軽費老人ホーム	老人福祉法第15条第5項	市町村	県	3/4	2/3
		社会福祉法人	県又は中核市	3/4	2/3
老人福祉センター	老人福祉法第15条第5項	市町村	県	2/3	1/2
		社会福祉法人	県又は中核市	2/3	1/2
老人福祉施設付設作業所	老人福祉法第15条第5項	市町村	県	2/3	1/2
		社会福祉法人	県又は中核市	2/3	1/2
在宅介護支援センター	老人福祉法第15条第2項	市町村	県	3/4	2/3
		社会福祉法人	県又は中核市	3/4	2/3
在宅介護支援センター（老健、病院又は診療所に併設している場合に限る。）	老人福祉法第15条第2項	市町村	県	1/2	1/1
		社会福祉法人	県又は中核市	1/2	1/1
		医療法人		1/2	1/1
		その他厚生労働大臣が認めた者		1/2	1/1
認知症高齢者グループホーム	老人福祉法第14条	市町村	県	3/4	2/3
		社会福祉法人	県又は中核市	3/4	2/3
		地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律（平成元年法律第64号）に基づく交付金（以下「交付金」という。）の交付を受けて整備した当該施設を有する民間事業者	県又は中核市	3/4	2/3
		医療法人	県又は中核市	1/2	1/1

在宅複合型施設	平成6年9月14日老計第120号厚生省老人保健福祉局長通知「在宅複合型施設の整備について」	市町村	県	3/4	2/3
		社会福祉法人	県又は中核市	3/4	2/3
生活支援ハウス	平成12年9月7日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	市町村	県	3/4	2/3
		社会福祉法人	県又は中核市	3/4	2/3
生活支援ハウス (通所介護事業又は通所リハビリテーション事業を行う老健に併設又は隣接している場合に限る。)	平成12年9月7日老発第655号厚生省老人保健福祉局長通知「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」	市町村	県	1/2	1/1
		社会福祉法人	県又は中核市	1/2	1/1
		医療法人	県又は中核市	1/2	1/1
		その他厚生労働大臣が認めた者	県又は中核市	1/2	1/1
小規模多機能型 居宅介護拠点	老人福祉法第14条	市町村	県	3/4	2/3
		社会福祉法人	県又は中核市	3/4	2/3
		交付金の交付を受けて整備した当該施設を有する民間事業者	県又は中核市	3/4	2/3
夜間対応型訪問 介護ステーション	老人福祉法第14条	市町村	県	3/4	2/3
		社会福祉法人	県又は中核市	3/4	2/3
		交付金の交付を受けて整備した当該施設を有する民間事業者	県又は中核市	3/4	2/3
介護予防拠点	平成18年5月29日老発第0529001号厚生労働省老健局長通知「地域介護・福祉空間整備等交付金及び地域介護・福祉空間推進交付金の実施について」	市町村	県	3/4	2/3
		社会福祉法人	県又は中核市	3/4	2/3
		交付金の交付を受けて整備した当該施設を有する民間事業者	県又は中核市	3/4	2/3
地域包括支援センター	介護保険法第115条の39第2項又は第3項	市町村	県	3/4	2/3
		社会福祉法人	県又は中核市	3/4	2/3
		交付金の交付を受けて整備した当該施設を有する民間事業者	県又は中核市	3/4	2/3
介護老人保健施設	介護保険法第94条第1項	市町村	県	1/3	1/1
		社会福祉法人	県又は中核市	1/3	1/1
		医療法人	県又は中核市	1/3	1/1
		その他厚生労働大臣が認めた者	県又は中核市	1/3	1/1

訪問看護ステーション	介護保険法第70条	市町村	県	1/3	1/1
		社会福祉法人	県又は中核市	1/3	1/1
		医療法人	県又は中核市	1/3	1/1
		保健衛生施設等施設整備費補助金の交付を受けて整備した訪問看護ステーションを有する民間事業者	県又は中核市	1/3	1/1

補助率については、国庫補助のかさ上げが見込まれることから、今後、変更される可能性があること。

#### 対象除外

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を復旧することより、効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- (3) 職員の宿舎に要する費用
- (4) 門、囲障、構内の雨水排水設備及び構内通路等の外構整備に要する費用（介護老人保健施設及び訪問看護ステーションに限る。）
- (5) 災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの。
- (6) 明らかに設計の不備又は工事施工の粗漏に起因して生じたものと認められる災害に係るもの。
- (7) その他災害復旧費として適当と認められない費用